

特別障害者手当の対象となる障がいの程度

1 単一障害で対象となる場合

- (1) 〈別表第2〉に掲げる第3号（上肢に関する障がい）・第4号（下肢に関する障がい）・第5号（体幹に関する障がい）のうちの障がいの1つを有し、かつ、〈日常生活動作表〉の点数の合計が10点以上のもの。
- (2) 〈別表第1〉に掲げる第8号（内部に関する障がい又はその他の疾患）に該当する障害を有するものであって、〈安静度表〉の1度の状態を有するもの。
- (3) 〈別表第1〉第9号（精神障害）の障害を有し、かつ、〈日常生活能力判定表〉の点数の合計が14点以上のもの。

2 重複障害で対象となる場合

〈別表第2〉に掲げる第1号から第7号までの障がい2つ以上重複する場合。

3 三重障害で対象となる場合

〈別表第2〉に掲げる第1号から第7号までの障がいの1つを有し、かつ、下表に示す1～11の障がいを2つ以上有する場合。

- 1 両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの又は1眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの
- 2 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
- 3 平衡機能に著しい障害を有するもの
- 4 そしゃくの機能を失ったもの
- 5 音声又は言語機能を失ったもの
- 6 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの又は両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの
- 7 一上肢の機能に著しい障害を有するもの又は一上肢のすべての指を欠くもの若しくは一上肢のすべての指の機能を全廃したもの
- 8 一下肢の機能を全廃したもの又は一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの
- 9 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
- 10 前各号にあげるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
- 11 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

（次項以降に別表第1、別表第2、日常生活動作表、安静度表及び日常生活能力判定表を示す。）

〈別表第1〉※特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令から引用。

- 1 両眼の視力がそれぞれ 0.02 以下のもの
- 2 両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別する事ができない程度のもの
- 3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
- 4 両上肢のすべての指を欠くもの
- 5 両下肢の用を全く廃したもの
- 6 両大腿を 2 分の 1 以上失ったもの
- 7 体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの
- 8 前各号にあげるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
- 9 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- 10 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

〈別表第2〉※特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令から引用。

- 1 両眼の視力がそれぞれ 0.03 以下のもの又は 1 眼の視力が 0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの
- 2 両耳の聴力レベルが 100 デシベル以上のもの
- 3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの又は両上肢の全ての指を欠くもの若しくは両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
- 4 両下肢の機能に著しい障害を有するもの又は両下肢を足関節以上で欠くもの
- 5 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
- 6 前各号にあげるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
- 7 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

〈日常生活動作表〉

動作	0点	1点	2点
1 タオルを絞る（水をきれる程度）	ひとりのできる	ひとりのできてもうまくできない	ひとりでは全くできない
2 とじひもを結ぶ	5秒以内にできる	10秒以内にできる	10秒ではできない
3 かぶりシャツを着て脱ぐ	30秒以内にできる	1分以内にできる	1分ではできない
4 ワイシャツのボタンをとめる	30秒以内にできる	1分以内にできる	1分ではできない
5 座る（正座・横すわり・あぐら・ 脚なげだしの姿勢を持続する）	ひとりのできる	ひとりのできてもうまくできない	ひとりでは全くできない
6 立ち上る	ひとりのできる	ひとりのできてもうまくできない	ひとりでは全くできない
7 片足で立つ	ひとりのできる	ひとりのできてもうまくできない	ひとりでは全くできない
8 階段の昇降	ひとりのできる	ひとりのできてもうまくできない	ひとりでは全くできない

※ 補装具等を使用しない状態で判定するもの。

〈安静度表〉

動作の種類	1 度	2 度
	(絶対安静)	(終日横になっている)
1 食事	ねたまま食べさせてもらう	横になるかまたは物にもたれて食べる
2 排便	便器を使う	便器を使う
3 面会談	いけない	安静時間以外に連続 15 分以内
4 歩行	いけない	いけない
5 清拭と入浴	入浴はいけない。清拭は医師の指示による	入浴はいけない。清拭は人にしてもらう
6 洗髪	いけない	人に拭いてもらう
7 外来受診	外来受診はいけないが、病状は常に医師と連絡を保つ	外来受診はいけないが、病状は常に医師と連絡を保つ
8 自由時間の内容	自由時間はない	自由時間はない

〈日常生活能力判定表〉

動作及び行動の種類	0 点	1 点	2 点
1 食事	ひとりでできる	介助があればできる	できない
2 用便（月経）の始末	ひとりでできる	介助があればできる	できない
3 衣類の着脱	ひとりでできる	介助があればできる	できない
4 簡単な買物	ひとりでできる	介助があればできる	できない
5 家族との会話	通じる	少しは通じる	通じない
6 家族以外の者との会話	通じる	少しは通じる	通じない
7 刃物、火の危険	わかる	少しはわかる	わからない
8 戸外での危険から身を守る （交通事故）	守ることができる	不十分ながら守ることができる	守ることができない